

NEWSLETTER

北京品源知識産権代理有限公司

2015 年第 5 号

中国知財ニュース

北京知的財産法院の案件受理結審情況

2014 年 11 月 6 日の裁判所設立から 2015 年 8 月 20 日までに北京知的財産法院が受理や結審した案件数は以下の通りである。

(1) 一審受理案件 5622 件 (内訳：一審著作権案件 124 件/商標案件 4157 件/特実意案件 1263 件/技術契約ほか 78 件)

①商標案件 4157 件 (内訳：商標行政案件 4116 件/商標民事案件 41 件)

②特実意案件 1263 件 (内訳：特実意行政案件 849 件/特実意民事案件 414 件)

(2) 二審受理案件 973 件 (内訳：二審著作権案件 763 件/二審商標民事案件 70 件/二審特実意民事案件 13 件)

(3) 結審された案件合計 2348 件

各種受理案件の特徴として一審案件の数が多く、全受理案件数の 85.2%を占めている。中でも特に商標行政案件を主とする行政案件が多く、一審案件全体の 75%以上を占める。また、外国、マカオ、香港、台湾関連案件や、地方関連案件も比較的多く全体の 40-50%を占める。急を要する案件であっても、地方関連案件については対応が遅れており、その背景に手続きに要する“距離”と“時間”といった問題が挙げられる。中国全体の訴訟情況として、人口流動が多く、それに合わせた居住地や企業所在地変動も多いため、個人や企業を特定するのに時間を要するといった現状がある。

北京知的財産法院の特実意案件の審理状況

2015 年 8 月 20 日までの北京知的財産法院の特実意権利侵害案件の内訳は、発明 20 件、実用新案 17 件、意匠 70 件となる。更に北京市第一中級人民法院の同案件状況を見てみると、2010 年～2014 年 7 月までの特実意権利侵害における結審案件数は共に 433 件で、うち発明 132 件、実用新案 91 件、意匠 210 件となる。その中で比較的多く見られるのが訴訟取下であり、手続き上の問題での取下も一部あるが、大部分は当事者間の和解にて取下たものとなる。その原因は主として法律文化の育成不足、更には特許法の難点の多さにある。法的な論争の中で、当事者が案件を容易に訴訟へと推し進めるも、訴訟の一環として裁判官や弁護士とコミュニケーションをとることで、両者間にコンセンサスが生まれ、法的問題の解決、和解へと進むのである。そして経済面やその他利益を考慮した上で、最終的に訴訟取下に至るのだ。特実意権利侵害案件の特徴として、発明と意匠の侵害案件が多く、実用新案の侵害案件が比較的少ない点が挙げられる。

当裁判所では現在、各産業に属する 89 件の特許権侵害案件に対する分析を行っており、内訳としては設備製造業が 52 件、コンピューター通信及びその他電子設備製造業が 27 件、医薬化学が 6 件、そ

の他案件が4件となっている。

北京市第一中級人民法院における原告の賠償金獲得情況

2010年～2014年7月までに北京市第一中級人民法院が結審した案件の中で、原告側が支持を得た案件は共に53件で、原告が獲得した賠償金はおおよそ以下の通りである。

【特許】・・・・・・獲得賠償金が50万中国元以上の案件が、全体の50%と比較的高い割合を占める。

【実用新案】・・・・・・獲得賠償金が20万～50万中国元の案件が、特許と同じく全体の50%前後を占めるが、特許と比較すると賠償額は低い。

【意匠】・・・・・・獲得賠償金が10万中国元以下の案件が全体の75%以上を占める。

中国判決紹介

事件番号	最高人民法院(2011)民提字第 306 号 2012 年 4 月 12 日判決
再審申請人	中誉電子(上海)有限公司
被申請人	上海九鷹電子科技有限公司
専利登録番号	ZL200720069025. 2
発明の名称	操舵装置

1. 事件の概要

広い請求項 1 および 2 が無効となり、かつ専利権者が自発的な放棄をしなかった場合、狭い請求項 3 に基づく同等侵害原則¹⁾ が禁反言²⁾ の抗弁を受けるかが争われ、禁反言に当たらないとされた事件。

2. 事件の経緯

2009 年 2 月～4 月 原告が被告に警告書を発送
 2009 年 4 月 20 日 被告が無効審判を請求
 2009 年 7 月 22 日 国家知識産権局復審委員会の請求項 1～2、4～6 を無効とする審決
 2009 年 8 月 原告が上海市第二中級人民法院に専利権侵害訴訟を提起
 2010 年 5 月 20 日 上海市第二中級人民法院の判決（下記 7. 参照）
 2010 年 7 月 1 日 原告が上海市高級人民法院に上訴
 2010 年 9 月 14 日 上海市高級人民法院の判決（下記 8. 参照）
 2011 年 8 月 1 日 最高人民法院が本件の再審を受理

3. 本件発明

【請求項 1】

支持台、モーター、親ねじおよびスライダーを有する操舵装置であって、
 前記支持台はモーター架台とスライダー架台を含み、
 前記モーターは前記モーター架台内に設けられており、
 前記モーターの一方の端には主動ギアが設けられており、
 前記親ねじは前記スライダー架台を縦に通って抜け、
 前記親ねじの一方の端には従動ギアが設けられており、
 前記主動ギアと前記従動ギアは互いに係合されており、
 前記スライダーは前記親ねじを通し、かつ前記スライダーは前記スライダーからはみ出ており、前記スライダーの底面には電気ブラシが設けられている、ことを特徴とする操舵装置。

【請求項 2】

前記支持台上に操舵装置駆動回路板に固定するための固定孔が設けられている、ことを特徴とする請求項 1 に記載の操舵装置。

【請求項 3】

前記操舵装置駆動回路板上にストライプ状の炭素膜と銀膜が印刷されており、前記支持台はその上の固定孔を通じて前記操舵装置駆動回路板に固定されており、かつ前記スライダー底面上の電気ブラシは該炭素膜および銀膜と接触している、ことを特徴とする請求項 3 に記載の操舵装置。

4. 請求項3に係る発明の構成

発明の対象：操舵装置

- A. 支持台、モーター、親ねじ、スライダーおよび操舵装置駆動回路板を含む。
- B. 前記支持台はモーター架台とスライダー架台を含み、その上の固定孔を通じて前記操舵装置駆動回路板に固定されている。
- C. 前記モーターは前記モーター架台内に設けられており、前記モーターの一方の端には主動ギアが設けられている。
- D. 前記親ねじは前記スライダー架台を縦に通り抜けており、前記親ねじの一方の端には従動ギアが設けられている。
- E. 前記主動ギアと前記従動ギアは互いに係合されている。
- F. 前記スライダーは前記親ねじを通し、かつ前記スライダーは前記スライダー（架台）からはみ出ており、前記スライダーの底面には電気ブラシが設けられている。
- G. 前記操舵装置駆動回路板上にストライプ状の炭素膜と銀膜が印刷されており、かつ前記スライダー底面上の電気ブラシは該炭素膜および銀膜と接触している。

5. 被告製品の構成

発明の対象：リモコンヘリコプターの操舵装置

- a. 支持台、モーター、親ねじ、スライダーおよび操舵装置駆動回路含有回路板を含む。
- b. 前記支持台はモーター架台とスライダー架台を含み、その上の固定孔を通じて前記操舵装置駆動回路含有回路板に固定されている。
- c. 前記モーターは前記モーター架台内に設けられており、前記モーターの一方の端には主動ギアが設けられている。
- d. 前記親ねじは前記スライダー架台を縦に通り抜けており、前記親ねじの一方の端には従動ギアが設けられている。
- e. 前記主動ギアと前記従動ギアは互いに係合されている。
- f. 前記スライダーは前記親ねじを通し、かつ前記スライダーは前記スライダー架台からはみ出ており、前記スライダーの底面には電気ブラシが設けられている。
- g. 前記操舵装置駆動回路含有回路板上にストライプ状の炭素膜および金めっき銅線が印刷されており、かつ前記スライダー底面上の電気ブラシは該炭素膜および金めっき銅線と接触している。

6. 事件全体を通じた争点

- （１）同等侵害原則¹⁾が禁反言²⁾の抗弁を受けるか。
- （２）被告の現有技術抗弁³⁾が成立するか。

7. 上海市第二中級人民法院の判断

（１）被告製品の技術的特徴 a、b、c、d、e および f は、それぞれ請求項 3 に係る発明の技術的特徴 A、B、C、D、E および F と同一なものである。

被告製品の技術的特徴 g に関しては、その「金めっき銅線」を請求項 3 に係る発明の技術的特徴 G における「銀膜」と比べると、両者はいずれもストライプ状で、膜構造の案内板であり、両者の表面はいずれも電気ブラシと接触しており、いずれもよい導電性、耐酸化性および耐腐食性を有する。よって、被告製品の技術的特徴 g は、請求項 3 に係る発明の技術的特徴 G と基本的に同一な技術手段により、基本的に同一な技術機能を実現し、基本的に同一な技術効果を奏するものであり、かつ当業者が専利書類を見たときに進歩性に値する労力なしに想到できるものであるため、請求項 3 に係る発明の技術的特徴 G とは同等な技術的特徴である。

したがって、被告製品は同等侵害を構成する。

- （２）被告の現有技術抗弁が成立する。

- (3) 結論
非侵害。

8. 上海市高級人民法院の判断

(1) 被告製品の技術的特徴 a、b、c、d、e および f は、それぞれ請求項 3 に係る発明の技術的特徴 A、B、C、D、E および F と同一なものであり、被告製品の技術的特徴 g は請求項 3 に係る発明の技術的特徴 G と同等なものである。

しかし、従属請求項 3 が有効になったことは、独立請求項 1 に従属請求項 2 および従属請求項 3 に記載の技術的特徴を追加したからである。これは、請求項 1 を補正したことと同じである。そこで、禁反言によれば、請求項 3 の「銀膜」以外の導電材料を導電線とする技術方案（発明）は専利権者が放棄したものである。

よって、請求項 3 に係る発明には禁反言が適用され、被告製品は同等侵害を構成しない。

- (2) 被告の現有技術抗弁が成立する。
(3) 結論
非侵害。

9. 最高人民法院の判断

(1) 被告製品の技術的特徴 a、b、c、d、e および f は、それぞれ請求項 3 に係る発明の技術的特徴 A、B、C、D、E および F と同一なものであり、被告製品の技術的特徴 g は請求項 3 に係る発明の技術的特徴 G と同等なものである。

禁反言の適用には以下のような判断が必要である。

(i) 禁反言の適用条件

通常、専利要求書、明細書に対する補正、又は、意見を陳述する場合に限り、技術方案の放棄が生じ、さらに禁反言が適用される。本件においては、独立請求項 1 および従属請求項 2 が無効になり、請求項 2 の従属請求項 3 に基づいて専利権の有効性が維持された。しかしながら、各請求項は単独で、完全な技術方案であるため、従属請求項 3 の内容又はその確定した保護範囲は請求項 1 及び 2 が無効になることに伴い変わるものではない。よって、従属請求項 3 が引用した請求項が無効になったという、該従属請求項 3 の確定した範囲が制限されるわけではない。したがって、従属請求項 3 が有効になった原因は独立請求項 1 を補正したからであるとの認定は妥当でない。

(ii) 禁反言における「放棄」の認定基準

独立請求項が無効になってその従属請求項に基づいて専利権の有効性が維持され、かつ専利権者が上記のような自発的な放棄をしなかった場合は、禁反言における「放棄」に該当するかを判断するとき専利権者が自発的に放棄しなかったことに注意して、「放棄」の認定条件を厳格に捉えるべきである。従属請求項における技術的特徴が独立請求項によって概括されていないと、該技術的特徴以外の技術方案がすべて放棄されたと推定できない。本件において、請求項 3 における「銀膜」については請求項 1～2 において言及されておらず、かつ、専利権者は専利権の付与若しくは無効宣告手続において請求項や明細書を修正したことがなく、意見陳述によって「銀膜」以外の導電材料を導電線とする技術方案を放棄したこともない。

したがって、請求項 3 に係る発明には禁反言が適用されず、被告製品は同等侵害を構成する。

- (2) 被告の現有技術抗弁が成立しない。
(3) 結論
侵害。

10. 考察

最高人民法院では禁反言の取扱いについての判断がなされました。中国の同等侵害原則について以

下に簡単に説明します。

中国の「同等侵害原則」は日本の均等論に対応しますが、異なる点もあります。中国の同等侵害原則は「対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと」との要件を欠いています。つまり、日本の均等論には5つの要件があるのに対し、中国の同等侵害原則には4つの要件があります。以下に、日本の均等論と中国の同等侵害原則との対応関係を示します。

要件	日本の均等論	中国の同等侵害原則
1	対象製品等との相違部分が特許発明の本質的部分ではないこと。	
2	相違部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏すること。	対象製品等における専利発明と同一でない技術的特徴が、請求項に記載されている技術的特徴と基本的に同一な手段により、基本的に同一な機能を実現し、基本的に同一な効果を奏するものであること。
3	相違部分を対象製品等におけるものと置き換えることが、対象製品等の製造等の時点において容易に想到できたこと。	対象製品等における専利発明と同一でない技術的特徴が、当業者が進歩性に値する労力なしに想到できるものであること。
4	対象製品等が、特許発明の出願時における公知技術と同一、または公知技術から容易に推考できたものではないこと。	対象製品等が現有技術ではないこと。
5	対象製品等が特許発明の出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情がないこと。	対象製品等が、専利権の付与若しくは無効宣告手続において、専利出願人や専利権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案ではないこと。

＜参考＞

1) 同等侵害原則

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（2010年）

「第7条：権利侵害で訴えられた技術方案が専利権の保護範囲に入っているかを判断する際に、人民法院は権利者が主張した請求項に記載された全ての技術的特徴を審査しなければならない。

権利侵害で訴えられた技術方案に、請求項に記載された全ての技術的特徴と同一あるいは同等なものが含まれている場合、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていると認定しなければならない。請求項に記載された全ての技術的特徴と比べて、権利侵害で訴えられた技術方案の技術的特徴に、請求項に記載された技術的特徴が1つ以上不足している、或いは同一でもなく、同等でもない技術的特徴が1つ以上ある場合には、人民法院はそれが専利権の保護範囲に入っていないと認定しなければならない。」

最高人民法院による専利をめぐる紛争案件の審理における法律適用問題に関する若干規定（2001年）

「第17条：専利法第56条第1項に規定されている「発明又は実用新案専利権の保護範囲はその特許請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び図面を特許請求の範囲の解釈に用いることができる」とは、専利権の保護範囲は特許請求の範囲に明確に記載されている必要な技術的特徴によって確定される範囲を基準とし、該必要な技術的特徴と同等な特徴によって確定される範囲も含むべきであることをいう。

同等な特徴とは、記載されている技術的特徴と基本的に同一な手段により、基本的に同一な機能を実現し、基本的に同一な効果を奏するものであって、当業者が進歩性に値する労力なしに想到できる特徴をいう。」

2) 禁反言

最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（2010年）

「第6条：専利権の付与、若しくは無効宣告手続において、専利出願人や専利権者が請求項や明細書の修正、若しくは意見陳述を通して放棄した技術方案を、権利者が専利権侵害をめぐる紛争案件で改めて専利権の保護範囲に取り入れた場合には、人民法院はこれを支持しない。」

3) 現有技術抗弁

専利法（2010年）

「第62条：専利権侵害紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又は設計が現有技術、あるいは現有設計に属することを証明する証拠を有している場合、特許権侵害を構成しないものとする。」

当Newsletterに含まれる情報は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、特定の目的を前提とした利用、その他専門的なアドバイス等を行うものではありません。IP案件に関するご相談は、個別に弁理士までお問合せください。

＜ Newsletterに関するご意見やご質問等ございましたら、下記までお問合せください。＞

北京品源知識産権代理有限公司 東京オフィス 担当 朴(パク)

TEL:03-3527-9886 / E-mail:tokyo@boip.com.cn